

新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

制 定	平成16年	7月	7日
第1次改正	平成18年	4月	1日
第2次改正	平成19年	4月	5日
第3次改正	平成20年	6月	12日
第4次改正	平成21年	1月	5日
第5次改正	平成21年	7月	22日
第6次改正	平成22年	10月	5日
第7次改正	平成23年	4月	1日
第8次改正	平成24年	3月	26日
第9次改正	平成25年	5月	31日
第10次改正	平成26年	4月	1日
第11次改正	平成28年	3月	3日
第12次改正	平成28年	4月	1日
第13次改正	平成30年	4月	1日

1 目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であるため、その経済的負担が重く、子どもがほしいと望んでいるにもかかわらず、十分な治療を受けることができない者も少なくないことから、県が予算の範囲内において特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 対象者

特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの。
- (2) 夫又は妻のいずれか一方又は両方が新潟県内（新潟市を除く。）に居住しているもの。
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

3 対象となる治療等

対象となる治療は、特定不妊治療とする。

医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。

具体的には別紙2のAからFのいずれかにあてはまるものを助成対象とする。G及びHは助成の対象としない。

ただし、次の各号に掲げるものは助成の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療

- (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻代わりに妊娠・出産するもの）
- (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

4 指定医療機関

- (1) 本事業の対象となる治療を実施する医療機関は、別紙1「新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定基準」に定める基準を満たしている医療機関であり、かつ知事が特定不妊治療を行うに相当と認め、指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）とする。
- (2) 前記（1）の指定を受けようとする医療機関は、第1号様式による「新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施医療機関指定申請書」を知事に提出しなければならない。
- (3) 指定医療機関については、3年をめぐりに、別紙1の基準に照らして再審査を行うものとする。

なお、倫理的に許されない行為が行われたことが明らかである等の状況があれば、すみやかに再審査を行い、指定の取消しを行うことができるものとする。
- (4) 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の知事又は市長が、特定不妊治療を実施するのに相当であると認めた医療機関は、指定医療機関とみなす。
- (5) 指定医療機関において、申請事項に変更が生じた場合は、第1—2号様式による「新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業指定医療機関申請事項変更届」を知事に提出しなければならない。
- (6) 指定医療機関が指定を辞退しようとするときは、第1—3号様式による「新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業指定医療機関辞退申出書」を知事に提出しなければならない。

5 助成の額及び期間

保険外診療である特定不妊治療に要した費用に対して、夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額に応じて、次により助成する。通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。

ただし、平成25年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、助成しない。

所得の範囲は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条を準用し、所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第3条を準用する。

- (1) 夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満である場合
 - ① 1回の治療につき15万円（ただし、別紙2のC及びFの治療（以下「治療区分C及びF」という。）については7万5千円）まで助成する。

- ② ①のうち初回の治療に限り 30 万円まで助成する（ただし、治療区分C及びFを除く）。
 - ③ ①のうち2回目の治療以降（ただし、治療区分C及びFについては初回の治療以降）かつ新規に治療を開始した日から1年の間に治療が終了したものについては、1回の治療につき20万円（ただし、別紙2のBの治療については25万円、治療区分C及びFについては12万5千円）まで助成する。
 - ④ 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、①から③のほか、1回の治療につき15万円まで助成する（ただし、別紙2のCの治療を除く）。
- (2) 夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円以上である場合は、1回の治療につき対象となる治療に要した費用に2分の1を乗じた額（7万5千円（ただし、治療区分C及びFについては3万7千5百円）まで）を助成する。ただし算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 助成の申請

助成を受けようとする者は、原則として、治療が終了した日の属する年度内に、第2号様式「新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書」に次の各号に掲げる書類を添付して、居住地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部を経由し知事に申請を行うものとする。

- (1) 第3号様式「新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」
- (2) 新潟県内（新潟市を除く。）に住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類
- (3) 所得証明書
- (4) 医療機関発行の領収書

7 助成の決定

知事は申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知する。

8 調査及び報告

- (1) 知事は、指定医療機関に対し、この事業の実施に必要な調査を行い、報告を求めることができる。
- (2) 指定医療機関は、前記（1）の調査及び報告に協力しなければならない。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年7月7日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 20 年 6 月 12 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 21 年 1 月 5 日から実施する。

附則

- 1 この要綱は、平成 21 年 7 月 22 日から実施する。
- 2 助成の額については、治療を終了した日が平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間にある者が平成 22 年 3 月 31 日までに助成申請を行う場合、5 及び第 2 号様式の規定にかかわらず、1 回の治療につき 15 万円までとする。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 3 日から施行し、平成 28 年 1 月 20 日以後に終了した治療について適用する。

(経過措置)

- 2 平成 28 年 1 月 20 日より前に終了した治療の助成額の決定については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現にある改正前の第 2 号様式及び第 3 号様式による用紙については、当分の間これを使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以後に終了した治療について適用する。

(経過措置)

- 2 平成 28 年 4 月 1 日より前に終了した治療の助成額の決定については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。